

## 1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) 学校内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。
- (2) 全ての生徒がいじめを行わず、認識しながらこれを放置させない。
- (3) いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護し、これを克服する。

## 2 学校及び教職員の責務

学校の教職員は、在籍する生徒等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。

## 3 いじめ防止のための組織

### (1) 学校いじめ対策委員会

#### ① 設置の目的

学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため設置する。

#### ② 所掌事項

いじめに対する未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対応。

#### ③ 会議

年3回開催し、校内の生徒の状況を確認し、今後の対応を検討する。なお、必要に応じて臨時会を開催する。

#### ④ 委員構成

校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、心理専門職（スクールカウンセラー）及び必要に応じて当該学級担任

### (2) 学校サポートチーム

#### ① 設置の目的

学校だけでは対応できない案件について、学校いじめ対策委員会を支援する。

#### ② 所掌事項

- 一 保護者、地域住民、関係機関と迅速かつ適切に連携協力できるサポート体制の確立に関すること。
- 二 生徒の健全育成に関すること。
- 三 いじめ防止対策推進法で規定する学校いじめ対策委員会を支援すること。

#### ③ 会議

学校いじめ対策委員会の状況を確認し、必要に応じて開催する。

#### ④ 委員構成

校長、副校長、主幹教諭、保護者代表及び必要に応じて民生・児童委員、子ども家庭支援センター職員、児童相談所職員、警察職員等の関係機関職員。

#### 4 段階に応じた具体的な取組

##### (1) 未然防止のための取組

- ①学級担任による問題を抱えた生徒への働きかけに関する具体的取組。
- ②いじめに関する授業等（年3回以上）の計画・実施。
- ③生徒会等による主体的な取組への支援。

##### (2) 早期発見のための取組

- ①「いじめアンケート」の実施。
- ②スクールカウンセラーによる全員面接計画の促進。
- ③定期的な個人面談計画の実施。
- ④全教職員による行内巡回等を通じた生徒の観察。

##### (3) 早期対応のための取組

- ①把握した情報に基づく実態把握。
- ②被害生徒の安全確保とケア。
- ③加害生徒に対する指導等。
- ④いじめを伝えた生徒の安全確保。

##### (4) 重大事態への対処

- ①被害生徒の保護。
- ②スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用。
- ③加害生徒への指導等。
- ④保護者や地域、関係機関等との連携。

#### 5 教職員研修計画

年3回以上の研修の計画・実施

#### 6 保護者との連携および啓発の推進に関する方策

- (1) 学校便りや保護者会の活用。
- (2) 被害生徒、加害生徒の保護者に対する状況説明と連携。
- (3) 保護者相談の計画・実施。

#### 7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 地域人材の活用による取組。
- (2) 警察・児童相談所との日常的な連携。
- (3) 緊急通報体制の確認。

#### 8 学校評価及び基本方針改善のための方策

- (1) 学校評価アンケートによる評価結果を踏まえ、必要に応じて学校運営連絡協議会における議論を経て基本方針の改善を行う。

附則

平成26年10月29日 校長決定

平成31年4月1日 31板有高第66号 改正